次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二十三号　無線設備の規格コード	**別表第二十三号**　［同左］
項目 / コード	項目 / コード
［略］ / ［略］	［同左］ / ［同左］
設備規則第49条の６の９第１項及び第２項に規定する陸上移動局の無線設備 / ＳＦＤＭＡ１	設備規則第49条の６の９に規定する陸上移動局の無線設備 / ＳＦＤＭＡ１
設備規則第49条の６の９第１項及び第５項に規定する陸上移動局の無線設備 / ＮＢＩＯＴ	
設備規則第49条の６の９第１項及び第６項に規定する陸上移動局の無線設備 / ＭＴＣ	
［略］ / ［略］	［同左］ / ［同左］
設備規則第49条の29第１項、第３項及び第８項並びに第１項、第４項及び第８項に規定する陸上移動局の無線設備 / ＢＷＡ２	設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備 / ＢＷＡ２
設備規則第49条の29第１項、第７項及び第８項に規定する陸上移動局の無線設備 / ＢＷＡＭＴＣ	
備考　表中［　］の標記は注記である。	

○総務省告示第二百七十四号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第五号　無線設備を使用する専用通信回線設備等端末	**別表第五号**　［同左］
第１　無線設備規則第49条の６の４に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備又は第49条の６の５に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電気的条件等	第１　［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　送信タイミング	３　［同左］
(1)　制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の６の４又は第49条の６の５の伝送設備（同規則第49条の６の伝送設備により中継される場合を含む。以下第１において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。	(1)　制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の６の４又は第49条の６の５の伝送設備（同規則第49条の６の伝送設備により中継される場合を含む。以下第１において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。
(2)　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレームとの偏差は±１マイクロ秒の範囲であること。	(2)　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は±１マイクロ秒の範囲であること。
［４～９　略］	［４～９　同左］